

答 申 第 251 号

令和8年5月20日

神戸市長  
久元 喜造 様

神戸市情報公開審査会  
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

令和7年10月9日付神行総第367号の2により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

喫煙所整備経費補助金についての相談記録等の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「喫煙所整備経費補助金についての相談記録」及び「健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年9月27日以降のもの）」の一部を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年11月1日受付で以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

[公開を請求する公文書の内容]（本件審査請求に係る部分のみ抜粋）

① 環境局所管分

喫煙所整備経費補助金に係る事前相談、交付申請、交付決定、事業着手、実績報告、補助金額確定通知、補助金交付請求、補助金交付に係る起案決裁供覧文書一式（令和6年9月27日以降）

② 健康局所管分

健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下「受動喫煙防止条例」という。）にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年9月27日以降のもの）

- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、令和6年11月15日、本件請求のうち環境局所管分として「喫煙所整備経費補助金についての相談記録」（以下「本件公文書1」という。）を特定し、そのうち特定個人の氏名、所属を条例第10条第1号アに該当するとして、また、相談を行っている法人の名称、対象建物名、対象建物の管理者名を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とし、健康局所管分として「健康増進法及び受動喫煙防止条例にかかる相談・通報等の対応記録（令和6年9月27日以降のもの）」（以下「本件公文書2」という。）を特定し、そのうち個人の氏名・連絡先を条例第10条第1号アに該当するとして、また、法人及び個人事業主の名称・住所・連絡先を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) これに対し、請求人は、令和7年2月26日受付で、本件処分のうち、環境局所管分について、「本件公文書1のうち、相談を行っている法人の名称、対象建物名、対象建物の管理者名」の公開を、健康局所管分について、「本件公文書2のうち、「a)整理番号2920の施設名称、内容（詳細）、対応・備考（詳細）の各欄」、「b)整理番号2928の内容（詳細）欄」及び「c)整理番号2934の来室者・架電者（詳細）欄のうち、法人の名称の部分」の公開を求める審査請求を行った。

- (4) 処分庁は、令和7年5月22日、本件処分のうち健康局所管分の一部（「整理番号2928の内容（詳細）欄のうち大学名を非公開とした部分」及び「整理番号2934の来室者・架電者（詳細）欄のうち、法人の名称を非公開とした部分」）について取り消すとともに、当該部分について公開とする決定を行った。

### 3 請求人の主張

令和7年2月26日受付の審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第10条第2号アに該当しない。
- (2) 環境局所管分について、申請自体は既に既定路線である。
- (3) 健康局所管分について、a)公然と条例違反しているため、人の生命、身体又は健康を保護するために公開が必要。b)〇〇大学〇〇キャンパスに「分煙ブース」が設置されていることは、同大学ウェブサイトで公開されている。c)当該イベントのウェブサイトで公開されている。

### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年3月27日及び5月23日受付の弁明書、令和8年2月16日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

#### (1) 環境局所管分

請求人は、本件公文書1の相談内容に対し、「申請自体は既に規定路線である」と主張するが、相談を行っていた法人が申請を実施するか否かの判断をどの時点で行ったかについては、処分庁では把握していない。

また、本件請求に係る公文書公開請求書を受理した令和6年11月1日時点では、相談を行っている法人から喫煙所整備経費補助金の申請はなかった。

このことから、申請前の情報を公開すれば、相談を行っている法人の申請の自由に支障をきたすおそれがあったため、条例第10条第2号アに該当するものとして、相談を行っている法人の名称、対象建物名、対象建物の管理者名は非公開とした。

#### (2) 健康局所管分

法人等に関する情報を公開すべきか否かは、それを公開することで保護される利益と、非公開とすることで保護される利益とを比較衡量し、前者が後者を上回る場合、すなわち公益上の理由が認められる場合に公開義務を負うものである。

また、判例では、公益上の義務的開示を例外的なものとして位置づけ、例外が認められるためには、開示が人の生命、健康等の保護に資することが相当具体的に見込まれる場合であって、法人等や個人に不利益を強いることもやむをえないと評価するに足りるような事情があることが必要であるとも解されている。

本件公文書2に記載の、整理番号2920において、当該施設名を公開とすることにより保護される市民の利益は、受動喫煙による健康被害の未然防止であるといえる。しかしながら、公開とすることで当該施設の社会的信用の失墜は大きいことは

明らかである。以上により、条例第 10 条第 2 号に該当するため、本件処分は正当である。

整理番号 2928 及び 2934 において、本件処分にて施設名は非公開の決定を行っていた。しかしながら、請求人からのマスキング処理部分の公開の指摘を受けたことにより、当該施設名の公開が当該施設の正当な利益を害するとは認められず、当該指摘部分については条例第 13 条第 1 項に基づき、公開の決定を行った。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件の争点について

上記 2 (4) のとおり、処分庁は本件処分のうち健康局所管分の一部（「整理番号 2928 の内容（詳細）欄のうち大学名を非公開とした部分」及び「整理番号 2934 の来室者・架電者（詳細）欄のうち、法人の名称を非公開とした部分」）について取り消すとともに、当該部分について公開とする決定を行った。これにより、請求人が本件審査請求で公開を求めている情報のうち、本件処分により非公開が継続されている部分は、環境局所管分の「本件公文書 1 のうち、相談を行っている法人の名称、対象建物名、対象建物の管理者名」（以下「本件対象部分 1」という。）及び健康局所管分の「本件公文書 2 のうち、「a」整理番号 2920 の施設名称、内容（詳細）、対応・備考（詳細）の各欄」に記載の非公開情報」（以下「本件対象部分 2」という。）である。

したがって、本件における争点は、本件対象部分 1 及び本件対象部分 2 の条例第 10 条第 2 号の該当性である。

以下、検討する。

### (2) 条例第 10 条第 2 号について

条例第 10 条第 2 号アは、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する趣旨によるものである。

また、条例第 10 条第 2 号括弧書きは、「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く」とし、法人等の権利利益を害するおそれがある場合であっても、当該権利利益に優越する法益保護の必要性があるときは、当該情報の公開義務を負うことを規定している。その判断においては、非公開により保護される法人等の利益と公開により保護される市民の利益の双方についてそれぞれの具体的内容、性格等を総合的に勘案して検討すべきである。

### (3) 本件対象部分 1 の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

「神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」は、第1条において、「市、市民等及び事業者が協働して環境の美化及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、もって市民等の快適で安全な生活、来訪、滞在等を確保すること」を目的とし、第7条において、「公衆が出入し、かつ、市域の中において特に環境の美化を推進する必要がある区域を「ばい捨て防止重点区域」（以下「重点区域」という。）として指定する」こと、また、第8条において、「重点区域内において、路上喫煙による市民等の身体及び財産への被害が特に発生するおそれがあると認める地区を路上喫煙禁止地区として指定する」ことを定めている。

喫煙所整備経費補助金（以下「補助金」という。）は、路上喫煙禁止地区での路上喫煙を防止する取組みの一環として、路上喫煙をさらに減らすことを目的に、路上喫煙禁止地区内または路上喫煙禁止地区から概ね100m以内に事業者等が喫煙所を整備する場合の整備及び維持管理に要する経費に対して神戸市が補助するものである。

処分庁によれば、本件公文書1は、当該補助金の申請を検討した事業者が処分庁を訪問して相談を行った際の記録ということであった。

審査会が見分したところ、相談を行っている事業者の名称、喫煙所整備予定の対象建物名並びに他に整備を検討した対象建物名及びその管理者名が非公開情報とされていることが認められた。

請求人は、申請自体は既に既定路線であるため、条例第10条第2号アに該当しないと主張する。

一方、処分庁の主張によれば、公文書公開請求書を受理した時点においては、当該事業者から補助金申請はなく、申請前の情報を公開すれば、喫煙所の整備に対して反対する圧力が当該事業者にかかり、申請の自由に支障をきたすおそれがあったため非公開としたということであった。また、当該事業者は、商業ビル等の一部区画を借り受けて設置した喫煙所の運営を行うことで、喫煙所内での動画広告や販促等の事業収入を得ており、予定された喫煙所の整備がなくなれば、その事業収入を失うことになる。加えて、商業ビル等対象建物の所有者にとっては、予定された店子の賃料収入を失うことになるということであった。

喫煙所が整備されることで、路上喫煙禁止地区及びその周辺において、ばい捨てや路上喫煙が減少し、環境美化や受動喫煙防止につながるため、喫煙者だけでなく当該地区周辺の住民や通行人においても喫煙所整備を肯定的に受け取る者がいるであろうことは予想できるところである。しかし一方、補助金対象となる喫煙所は、健康増進法や受動喫煙防止条例等に定められる基準を満たす必要があることや、毎日清掃等を行うなど適切な維持管理を行うことなどが要件とされているとはいえ、周辺住民等の中には、喫煙所から排出される煙や臭いを心配して、整備に対し反対意見を発信したり、市、事業者、対象建物の所有者に整備しないように働きかけたりする者が現れることも考えられる。そうすれば、対象建物の所有者が商業ビル等

のイメージ悪化や他のテナントの反発等を懸念し、当該事業者に区画の貸し出しを躊躇することや、それを受けて当該事業者が喫煙所の整備を断念することも想定されることである。喫煙所の整備がされなければ、処分庁が主張するように、喫煙所整備によって発生したであろう当該事業者の事業収入及び対象建物の所有者の賃料収入は失われる。

したがって、本件対象部分1は、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第10条第2号アに該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

#### (4) 本件対象部分2の条例第10条第2号アの該当性について

神戸市では、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、健康増進法及び受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策が行われている。受動喫煙防止条例に基づく施設管理者への指導及び助言、勧告、公表、命令、立入検査等に関する事務については、兵庫県から保健所設置市に権限が移譲されており、神戸市においても、市民等からの通報などを受けて健康増進法、受動喫煙防止条例の義務に違反していると思われる内容等を確認し、必要に応じて施設管理者等に対して指導及び助言等を行っている。

本件公文書2は、市民等から市に寄せられた受動喫煙に関する被害の通報や相談及びその対応について記録した文書である。審査会が本件公文書2を見分したところ、本件対象部分2は、通報の対象となっている店舗名であった。また、通報内容は、特定複合施設内の当該店舗前の喫煙について、以前施設管理者から注意及び指導をしたということであったが、全く改善されていない、というものであった。さらに、通報への対応内容としては、当該店舗及び特定複合施設に連絡をし、灰皿の設置場所が受動喫煙防止条例違反であることを再度伝えたこと、当該店舗は灰皿撤去の意思はなく、先に喫煙所の設置をしてほしいとの主張をしたことなどが記載されていることが確認できた。

これらの情報とともに、本件対象部分2が明らかにされると、当該店舗が受動喫煙防止対策を怠り、行政指導に対して非協力的であるといった評価がされ、当該店舗の社会的な信用が低下することは避けられないというべきである。

一方、法人等に法令等に違反する事実がある場合には、非公開とすることが当該法人等の正当な利益の保護といえるかが問題となる。その判断に当たっては、法人等の行為の態様、根拠法令等の規定との関係を踏まえ、その事案に応じて、法人等が受ける不利益の程度、行政の説明責任等を考慮し、非公開事由に該当するか否かを判断することになる。

処分庁に確認したところ、当該店舗は健康増進法第28条第7号に定める喫煙目的施設であることから、建物への出入り等人が相互に近接する利用が想定される場所に吸い殻入れ等を設置しないことを施設管理者に義務づけた受動喫煙防止条例第9条第6項は適用されず、当該店舗に対する指導及び助言については、健康増進

法第 27 条第 2 項及び受動喫煙防止条例第 5 条に定める施設管理者の受動喫煙防止への配慮義務に基づき行ったということであった。

喫煙目的施設については、受動喫煙防止条例第 12 条において建物内に喫煙区域を設ける場合に必要な措置が定められているが、受動喫煙の防止等について施設管理者に具体的な義務や禁止事項を定めた第 9 条については、適用が除外されている。また、喫煙目的施設の建物外の区域についての規定は設けられていない。

すなわち、本件通報事案は、具体的な義務等に違反しているというわけではなく、健康増進法第 27 条及び受動喫煙防止条例第 5 条の規定に基づく施設管理者への協力依頼であり、同法や同条例に定める勧告やそれに従わなかったときの公表規定についても適用されない事案であることが認められる。

以上のことから、当該店舗が受ける不利益の程度、指導内容及び健康増進法等においても公表されない事案であることを勘案すれば、当該店舗は、指導の事実や内容が公表されることによる社会的信用の低下等の不利益を受忍すべきであるとまではいえない。

したがって、本件公文書 2 において処分庁が非公開とした本件対象部分 2 は、公にすることにより、当該店舗の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第 10 条第 2 号アに該当する。

(5) 本件対象部分 2 の条例第 10 条第 2 号括弧書きの該当性について

処分庁は本件対象部分 2 を公開することにより保護される市民の利益は、受動喫煙による健康被害の未然防止であるといえるが、公開することによる当該店舗の社会的信用の失墜が大きいことは明らかであり、本件対象部分 2 を非公開とした処分は正当であると主張する。

一方、請求人は、当該店舗が公然と受動喫煙防止条例違反しているため、人の生命、身体又は健康を保護するために公開が必要と主張する。

しかしながら、本件通報事案は、当該店舗が単に健康増進法第 27 条及び受動喫煙防止条例第 5 条の規定に基づく協力依頼に従っていないにすぎず、条例に違反しているとまではいえない。

また、仮に本件対象部分 2 が公開され、通報の対象となった店舗名が明らかにされたとすれば、請求人をはじめとする市民は、当該店舗に灰皿が設置されていることをあらかじめ知り得ることになるものの、当該店舗で灰皿が設置され喫煙が現に行われているという状況は、その周辺を通行すれば一目瞭然であり、通行人は当所を避けて通ることも可能であるから、当所に留まり続けられない限り健康被害を受けるほどの受動喫煙が発生するとはいい難い。したがって、当該店舗名を市民に広く明らかにすることで、受動喫煙による健康被害を未然に防ぐことができるとまではいえず、本件対象部分 2 が公開されることにより保護される市民の利益は、これを公開しないことにより保護される当該店舗の利益に比して大きいとはいえない。

以上のことから、本件公文書 2 において処分庁が非公開とした本件対象部分 2 は、

人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められないことから、条例第10条第2号括弧書きには該当しない。

したがって、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年2月26日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和7年3月18日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和7年3月27日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年5月23日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年10月9日	—	* 諮問書を受理
令和8年2月16日	第387回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和8年4月8日	第389回審査会	* 審議
令和8年5月15日	第390回審査会	* 審議